



教育総合プラン 3つのポイント

1

教育基本法に基づく計画です

第二次葉山町教育総合プランは、平成 20 年 5 月に策定した「葉山町教育総合プラン」を改定したものであり、改定を機に、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画に位置づけるものです。

2

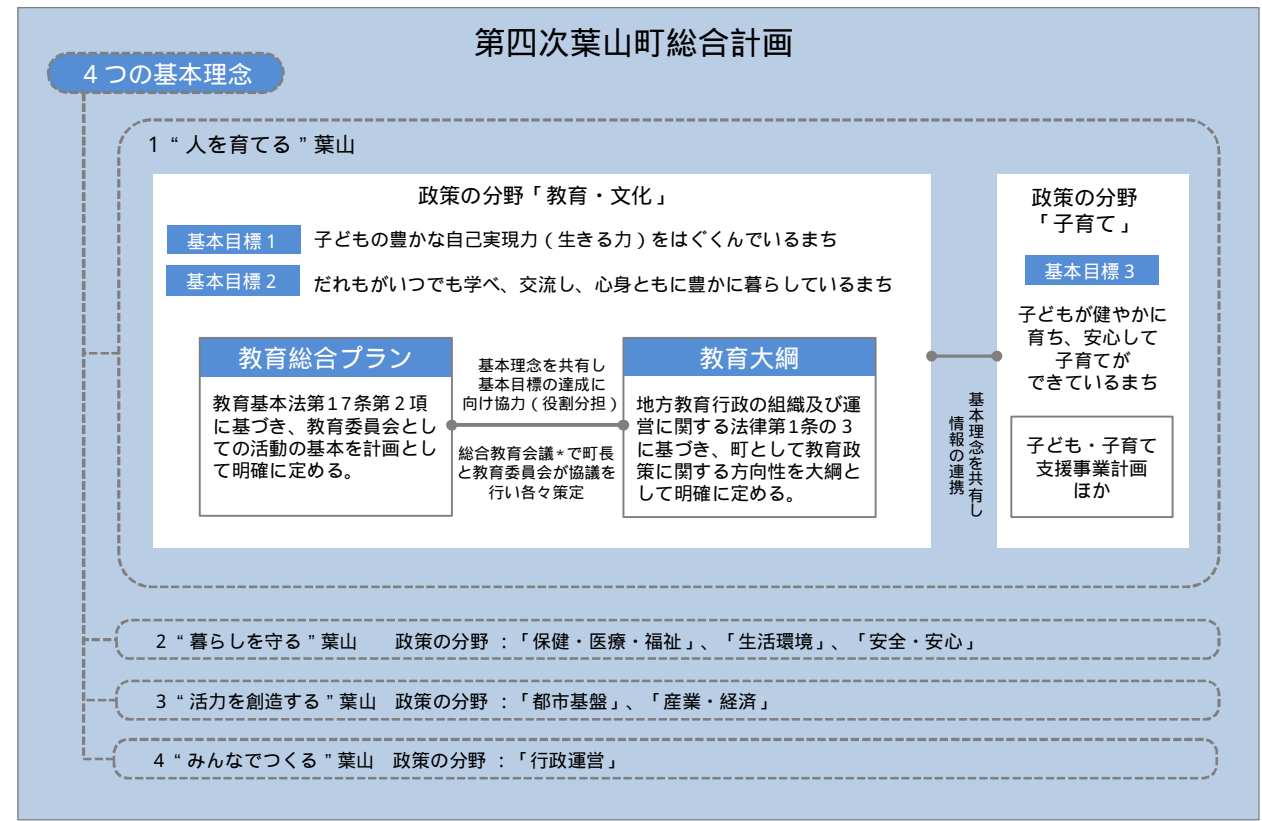
計画期間は 4 年間です

第二次葉山町教育総合プランの計画期間は、第四次葉山町総合計画の計画期間との整合を図るため、平成 29 年度（2017 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 4 年間です。

3

「第二次葉山町教育総合プラン」の位置づけ

教育委員会が策定する教育分野の個別計画である「教育総合プラン」と、首長が葉山町政全体を捉えて策定する「総合計画」、「教育大綱」等との関係は、図のとおりです。



*「総合教育会議」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、町長と教育委員会が対等な執行機関として連携を図りつつ、より民意を反映した教育行政を推進するため設置されたものです。

第二次葉山町教育総合プラン

教育委員会の活動の基本となる計画を策定しました。

『学校教育』と『生涯学習』の分野の施策を12に体系化して総合的に展開し、「人を育てる葉山」そして「人が育つ葉山」の実現を目指します。



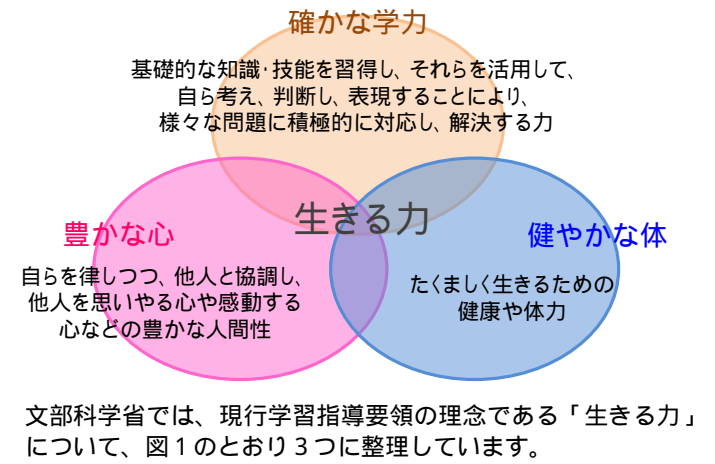
1 「確かな学力」の育成

- 学びづくり事業の推進
義務教育9年間を見通した「学び」の工夫・方策に関する研究成果を共有し、授業研究の一層の充実に向け、学びづくり事業を推進します。
- 外国語教育、国際理解教育の充実
小学校の英語教科化に向け準備を進めるとともに、小中学校の英語教育の円滑な接続を図ります。
- 情報教育の充実
情報教室の児童用パソコン一人1台化など、学校のICT環境を整備し、情報社会に対応できる力を育みます。



▲ 第1版（H29.3）

図1 生きる力



子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくむ

4 多様なニーズに応じた支援教育の推進

- インクルーシブ教育の環境整備
障がいの有無に関わらず、すべての子どもが十分な教育を受けられるよう、合理的配慮に基づく教育環境を整備します。
- 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実
個別的教育ニーズを踏まえ、ユニバーサルデザインを意識した授業や教室環境等の充実を図ります。
- 教育と福祉の連携推進
「葉山町発達支援システム」等を活用し、福祉や医療などの関係機関と連携の強化を図ります。
- 教育相談体制の整備・充実（再掲）



▲ ことば・きこえの教室

6 地域連携の推進

- 家庭・地域の教育力を生かした学習の推進
地域の人々の教育力を生かしながら、郷土愛を育む体験学習・地域学習を進めます。
- 開かれた学校づくりと保護者・地域による学校支援の推進
各校のホームページ等を活用し、情報発信力を高めます。また、保護者・地域による学校支援の充実を図ります。
- 学校運営を含む学校教育活動に関する地域との連携
学校評価制度や学校評議員制度の活性化を図るとともに、「コミュニティ・スクール」について研究を進めます。
- 学校防災に関する地域との連携
防災教育を充実させるほか、防災安全課とともに、地域との連携による避難所運営委員会の活動を、各小中学校に広げます。

2 「豊かな心」の育成

- 道德教育の推進
全教育活動を通じて道德教育を推進し、子どもの人格形成の基盤を育成します。
- 学校における人権教育等の推進
差別的な意識をなくし、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、人権教育を推進します。
- 体験的な学習などの充実
「総合的な学習の時間」や学校行事を活用し、葉山の特色を生かした体験学習・地域学習等を進めます。
- いじめ・不登校対策の推進
いじめ・不登校に対する未然防止、早期発見・早期対応に努め、個々のケースに即して適切に対応します。
- 教育相談体制の整備・充実
スクールカウンセラーなど相談員の配置を拡充させるとともに、児童相談所などとの連携を強化します。



▲ 田植え体験

3 「健やかな体」の育成

- 体力づくりの推進
小中学校6校の連携を強化し、子どもの体力づくりを進めます。
- 健康教育、食育の推進
子どもの食習慣や生活習慣、運動習慣の確立を目指します。
- 学校給食の充実
学校給食センターを建設し、小学校・中学校とともに完全給食を実施します。



▲ 運動会

5 学校の教育力の向上

- 校内の運営体制の強化
様々な事態に組織的に対応するため、校内の運営体制の充実を図ります。
- 教職員の研修等の充実
神奈川県立総合教育センターと連携し、高い指導力と意欲を持った教職員の人材育成に努めます。
- 教育研究所の機能強化
教育研究所の役割を明確にし、機能強化を図ります。



▲ 教職員の研修

7 活力ある学校環境の整備

- 学校施設の適正規模・適正配置
児童生徒数の推計や、国の策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等を踏まえ、葉山町の学校施設の最適化を検討します。
- 学校施設の計画的な更新
「公共施設等総合管理計画実施計画」を策定する中で、学校施設の計画的な更新を検討します。
- 学校施設の耐震化と、維持保全
国が定める耐震化の対象施設のうち、未整備となっている体育館の耐震化を完了させます。



▲ 体育館耐震工事

8 生涯学習環境の再構築

- 生涯学習活動支援策の総合的・体系的な整備
町長部局と教育委員会が連携し、町民の関心に応じた総合的・体系的な支援策の整備（図2参照）を検討します。
- 生涯学習拠点の整備
公共施設の老朽化対策を踏まえながら、生涯学習拠点のあり方について研究します。
- 産官学連携による高度な生涯学習プログラムの充実
大学・企業等との連携により、地域課題の克服へとつながる仕組みや事業について研究、企画します。
- 生涯学習環境の再構築に向けた全庁展開
本プランの内容が、町の計画や体制に反映されるよう、継続的に働きかけます。



▲ 町民大学

図2 町民の関心に応じた支援策

町民の関心に応じた支援	内容	事業のイメージ
“ 気づき ” への支援	生涯学習・まちづくり活動を始めの機会を提供します	体験学習・イベント等
“ 知る ” への支援	気づきの次にくる知りたい欲求を満たす機会を提供します	講座・出前トーク・講師派遣等
“ 考える ” への支援	知識を基盤とした自立を促すメニューを提供します	事業提案・活動発表会等
“ 行動する ” への支援	協働の担い手として、地域に貢献する創造を支援します	事業助成・委託化・共催後援等

生涯学習活動
協働のまちづくり

町民活動支援

だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らせる環境を整える

9 青少年の健全育成、家庭教育の支援及び人権教育の推進

- 青少年の体験・交流の支援
青少年に様々な体験や交流の機会を提供します。
- 青少年を取り巻く社会環境浄化
青少年問題協議会を通じて、関係団体・機関との連携を強化します。
- 家庭教育の支援
PTA活動の支援や家庭教育支援講座を実施します。
- 人権教育の支援
関係機関と連携し、人権意識の啓発や学習機会の提供に努めます。



▲ ジュニアキャンプ

11 芸術・文化活動に親しめる環境づくりと、文化財等の保護・活用

- 芸術・文化活動に親しめる環境づくり
町民による芸術・文化活動を支援し、世代間や地域間の交流が深まる仕組みづくりを進めます。
- 文化財の保護と活用
国指定史跡長柄桜山古墳群など貴重な文化財の適切な保護と活用を図ります。
- しおさい博物館の活用と整備
町民が利用しやすい博物館の環境づくりを進めます。また、観察会やサイエンスカフェなど、自然環境について学ぶ機会を充実させます。



▲ 琴の演奏会

10 スポーツに関する施策の充実

- スポーツ推進に関する計画の策定
スポーツ基本法第10条の規定に基づき、葉山町の实情に即したスポーツの推進に関する計画を策定します。
- スポーツ環境の充実と活動の促進
様々な世代に向けた各種スポーツ事業の充実を図ります。
- 競技スポーツの振興
オリンピック・パラリンピックを契機に、スポーツの普及啓発を図ります。
- 姉妹都市との交流によるスポーツの推進
草津町とのスポーツ交流を深めます。



▲ 少女少女スポーツ体験講座

12 図書館サービスの充実

- 蔵書・資料の充実
利用者の多様なニーズに応えるため、「雑誌スポンサー制度」などを活用し、蔵書・資料の充実を図ります。
- 利用しやすい環境づくり
町民の誰もが図書館で学べるよう、「返却ボックス」を増設するなど、利便性の向上を図ります。
- 読書活動の推進
子どもの読書活動を一層推進するため、「子ども読書活動推進計画」を改定します。
- 図書館運営のあり方
図書館の今後のあり方を検討するため、懇話会を開催し、広く意見を求めます。



▲ 図書館